

別記様式第1号(第四関係)

豊浦町活性化計画

北海道豊浦町

平成29年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	豊浦町活性化計画	都道府県名	北海道	市町村名	豊浦町	地区名(※1)	豊浦町全域	計画期間(※2)	平成29年度～平成31年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	---------------

目標 : (※3)

本町には、平成8年8月にオープンした豊浦町インディアン水車公園内利便施設(売店)があるが、採算性の問題から出店企業が撤退し平成23年度以降閉鎖状態となっている。

今後、このまま施設を放置することは経済面・安全管理面から不適切であり、「地場産品加工研修センター」として整備し、[豊浦ブランドの商品開発][特産品の販売力強化][集客力の向上と滞在者の増加]を目指す総合的複合施設として再生し町の活性化を図る。

また、当該施設はインディアン水車公園を活用した自然体験や加工体験に加え、農林漁業の町として魅力ある各種産業体験を通して地域間交流を推進する拠点施設であり、宿泊の可能な「天然豊浦温泉しおさい」や「豊浦町森林公園」を活用した「農泊」の取組効果を高めるために必要な施設である。

目標設定の考え方

地区の概要:

豊浦町は北海道の南西部、胆振総合振興局最西端の内浦湾(噴火湾)に面し総面積は 233.57Km²あり、基幹産業は農業・漁業を中心とする第1次産業で就業者比率が26.2%（北海道全体では7.2%）となっており、南は対岸に秀峰駒ヶ岳をはじめ渡島連山を眺望し、海岸線に沿って東に洞爺湖町、西は長万部町、昆布岳連峰を境として真狩村及びニセコ町、北西部は昆布川に沿って黒松内町、蘭越町にも隣接している。

地勢は概ね傾斜地をなし、一部山岳地帯を除き農耕地、牧野などの生産緑地帯を形成し、明治13年3月に虻田郡各村戸長役場がおかれてその管轄下となる（豊浦町開基）。気象は、内浦湾に面し海洋の影響を受けるが、太平洋の気象条件とも異なり、親潮、黒潮の影響よりもむしろ日本海から津軽海峡を流れる対馬海流の影響を強く受けるため、冬期間も温暖であるなど快適な気象条件に恵まれており、内浦湾(噴火湾)におけるホタテ養殖の発祥地として有名である。

また、留寿都村、洞爺湖町を経て内浦湾(噴火湾)にそぞぐ2級河川(延長33km)貫気別川(ぬきべつかわ)があり、平成5年にインディアン水車公園が整備され、昭和40年から行っている鮭の捕獲、採卵、孵化・放流事業を本格的に実施している。

現状と課題

平成5年に2級河川である貫気別川流域にインディアン水車公園が整備され、鮭の捕獲、採卵、孵化・放流事業を本格的に実施すると共に観察型観光事業を展開する中、平成8年8月に利便施設(売店)を併設したが、採算性の問題から平成23年度以降閉鎖状態となっている。

今後、このまま利便施設を放置することは経済面・安全管理面から不適切と判断し、平成27年度に施設を管理する農政振興課と総合的運用を担当する水産商工振興課の職員で「インディアン水車公園内利便施設(売店)利活用検討会」を開催し「豊浦町インディアン水車公園利便施設(売店)利活用基本計画」を策定、翌平成28年度には各層の町民が参加する「豊浦町公園施設有効活用検討委員会」を設置し、緊急の課題としてインディアン水車公園施設の利活用について10月6日に中間答申を得たところである。

これらを踏まえて策定した「豊浦町地場産品加工研修センター設置実施計画」に基づき、[豊浦ブランドの商品開発][特産品の販売力強化][集客力の向上と滞在者の増加]を目指す総合的複合施設として再生し利活用する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

「豊浦町地場産品加工研修センター設置実施計画」に基づき、遊休中のインディアン水車公園内利便施設(売店)を、総合的複合施設「地場産品加工研修センター」として再生し、農産物や海産物の集荷・加工・販売等により通年稼働できる施設とする。

施設整備に当たっては未来への投資と位置付け、付帯機能として厨房スペース(食の開発機能)・滞留スペース(観光機能)を確保し、「豊浦ブランドの商品開発」「特産品の販売力強化」「集客力の向上と滞在者の増加」を目指し、起業化や雇用の場の創出を推進する地域拠点として、「6次産業化による町の活性化」や「稼げる観光の実現」を図る。

加工品の製造・販売、体験加工、食の開発や他の関連分野で地域産業を結び付けた新しいしごとを創生する総合的な施設として整備することにより、働きたい・訪れてみたい・住んでみたい環境づくりを実現し、豊浦町自体の知名度・ブランド力を飛躍的に向上させる。

このことをふまえ、利便施設(売店)の改修に当たっては、フルシーズンを通して運営できる施設とし、運営に当たっては、プレイヤー(町内・町外の個人・団体・企業)を広く公募し、官民が一体となった「インディアン水車公園運営協議会」を組織し総合的管理運営を推進する。また、ネットなどで豊浦町の活力・魅力が向上していく状況を情報発信することで、町のファンを増やし、1次産業の振興にとどまらず6次産業化を推進し豊浦町そのもののブランド化を目指す。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
豊浦町	豊浦町全域	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	豊浦町	有	ハ	中山間地域振興型

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

豊浦町地区(北海道豊浦町)	区域面積 (※2)	23.357ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: ※区域の設定は、活性化計画目標の性質上、豊浦町全域としている。 ※当該区域の総面積23.357haのうち、農地・山林・原野の合計は19.119haで[固定資産の評価等概要調査(平成27年1月1日調査)]全体の81.9%を占め、内浦湾(噴火湾)沿岸に、豊浦漁港・大岸漁港・礼文漁港の3漁港があり、農林漁業と一体的に発展した地域である。 ※当該地区の全就業人口2,047人のうち農業・林業・漁業就業者の合計は536人で[平成22年国勢調査]全体の26.18%となっており、農林漁業が重要な産業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係: 本町の人口は豊浦町総合戦略によると、平成25年3月末で4,305人で最盛期の昭和35年の10,439人に比較すると、約45%減となっている。特に少年人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)の減少が顕著であり、老人人口(65歳以上)のみ増加傾向となっている。また、人口減少は昭和35年当初は社会減(転出>転入)による影響が大きかったが、昭和56年からは自然減(死亡>出生)に転じており、今の現状としては社会減+自然減の状況となっている。 このような中、JR北海道、道央自動車道、国道37号線が通過するという交通条件を活かした地域振興交流施設を整備することにより、地域特産品の販売を促進し、都市住民との交流機会の増大と地域の担い手となる人材や就業場所の確保を図ることは、過疎地域の活性化にとって必要不可欠・有効かつ重要な取り組みである。		
③法第3条第3号関係: ※本計画区域は、振興山村地域、過疎地域、特別豪雪地帯に指定されている。 ※本計画区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく指定がないことから市街化区域の形成もない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

<交流人口数>計画期間終了年度である平成32年度に、総務課広報統計係で毎年作成する豊浦町の概況の観光入込数により評価する。

<集客>計画期間終了年度である平成32年度に、指定管理者によるレジデータ等により評価する。

<地域産物売上額>指定管理者の決算報告で実績を把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにもかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。